



長野労発基 1022 第 1 号
令和 7 年 10 月 22 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長 殿

長野労働局長



道路貨物運送業における労働災害防止の徹底について（要請）

日頃から労働基準行政の運営、とりわけ労働災害防止につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年の長野県内の休業 4 日以上労働災害による死傷者数は、9 月末日速報値で 1,586 人と、前年同時期と比較して 31 人(2.0%)増加しているところです。

中でも、道路貨物運送事業における労働災害は、164 人と前年同時期の 123 人から 41 人(33.3%)の大幅な増加となっており、憂慮すべき状況となっています。

これらの災害をみると、墜落・転落災害が 33 人と多数を占め、次いで転倒災害が 32 人となっており、特に墜落・転落災害については、トラック等が起因する高さ 2 メートル未満からの墜落・転落が 26 人を占めています。

つきましては、類似災害を未然に防止するため、関係法令の遵守をはじめ、特に下記事項の実施について、別添リーフレットの活用により傘下会員事業場等への周知等に特段の御配慮をいただきたく、要請いたします。

なお、冬季における労働災害防止対策については、別途通知いたしますことを申し添えます。

記

1 墜落・転落災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号（一部改正：令和 5 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 5 号））に基づき、トラックの荷台上での作業のほか、荷台昇降時の墜落・転落災害防止のための安全対策を徹底すること。

2 転倒災害防止対策

通路等のつまずきや滑り等に係る環境要因を解消する物理的対策を検討し、必要な対策を講じるとともに、労働者の年齢に応じた身体機能への対策を講じること。特に高年齢労働者については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号）を活用し、「転倒等リスク評価セルフチェック票」等により身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を図ること。

3 安全衛生教育の実施

高さ 2 メートル未満からの墜落・転落災害が多く発生していることから、労働者の安全意識、危険認識の向上等のため、安全衛生教育を定期的の実施するとともに、当該教育内容の理解度の把握に努めること。

労働災害が多発しています！ 安全確認・安全作業の 再確認をお願いします！

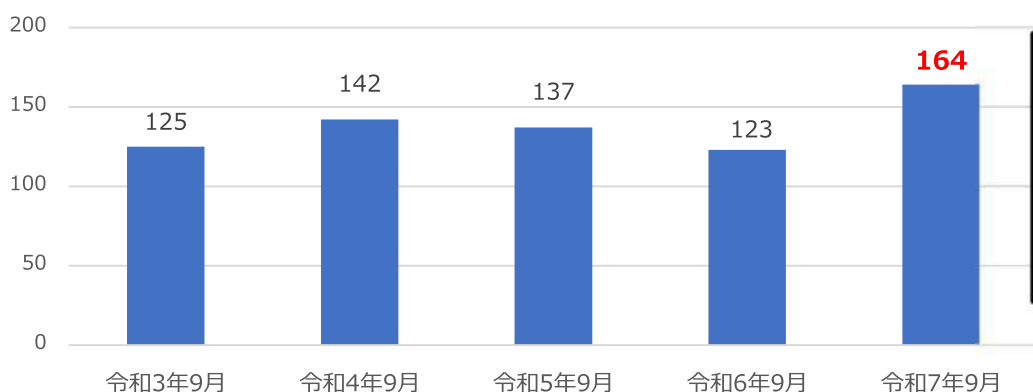


令和7年9月末（速報値）における道路貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害は、164人と令和3年以降の同時期に比べ、最も多くなっています。

中でも、トラックの荷台等からの墜落・転落災害、通路等における転倒災害が多く発生しており、また、経験年数3年未満の労働者が約40%を占めています。

これから年末年始及び年度末を迎えるにあたり、裏面の事項について再確認の上、取組を強化し、労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

1 長野県内における道路貨物運送業における死傷者数の推移（各年9月末における状況:以下同じ）

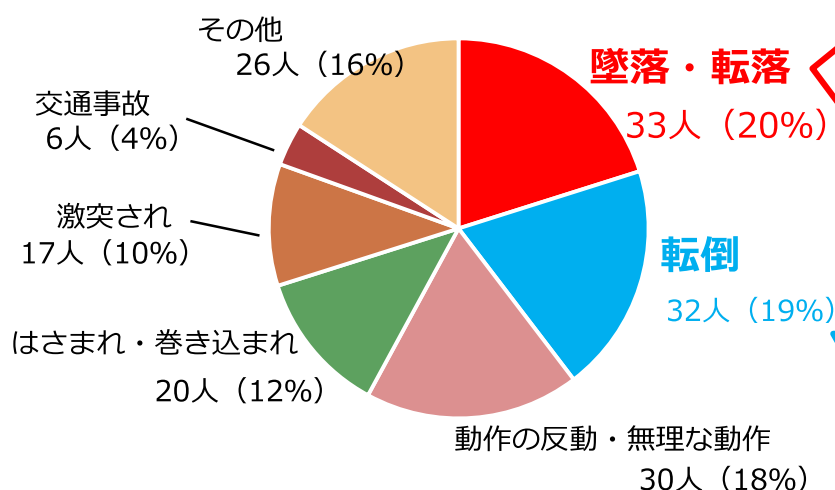


道路貨物運送業
での労働災害が
多く発生してい
ます。
安全第一で!!



労働基準局広報
キャラクター
「たしかめたん」

2 長野県内における道路貨物運送業事故の型別労働災害発生状況



墜落・転落災害33人のうち、2 m未満からの墜落・転落が26人を占めています。

さらに、この26人のうち、22人がトラックの荷台からの墜落・転落です。

転倒災害のワースト3は、①つまずき11人、②滑り8人、③足のもつれ等4人となっています。

なお、滑り8人のうち、積雪や凍結によるものが6人であり、冬季における対策をお願いします。

3 長野県内における道路貨物運送業事故の経験年数別労働災害発生状況

経験3年未満が65人（39.6%）と一番多くを占める一方、10年以上のベテランも48人（19.2%）が被災しています。



1 墜落・転落災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、トラックの荷台上での作業のほか、荷台昇降時の墜落・転落災害防止のための安全対策を徹底しましょう。

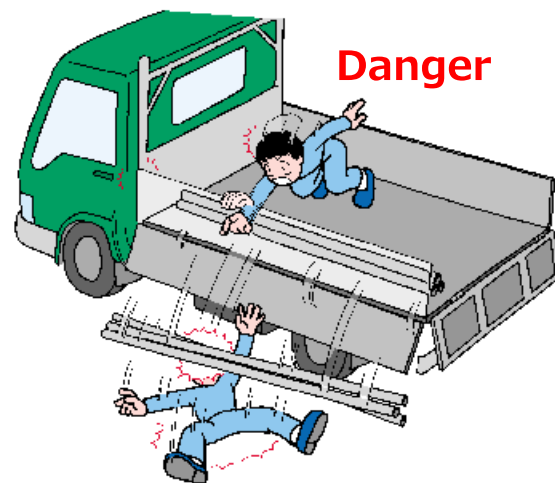
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインリーフレット



【トラックの荷台上作業における主な安全対策】

- ・ 荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする。
- ・ 墜落時保護用の保護帽を着用する。
- ・ 荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない。
- ・ 荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- ・ 荷や荷台への昇降は、三点確保※とする。

(※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保するもの。)



出典：職場のあんぜんサイト

2 転倒災害防止対策

通路等のつまずきや滑り等に係る環境要因を解消する物理的対策を検討し、必要な対策を講じるとともに、労働者の年齢に応じた身体機能への対策を講じましょう。

特に高年齢労働者については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用し、「転倒等リスク評価セルフチェック票」等により身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を推進しましょう。



職場のあんぜんサイト
転倒災害防止対策の推進



厚生労働省
高年齢労働者の安全衛生対策

3 安全衛生教育の実施

高さ2メートル未満からの墜落・転落災害が多く発生していることから、労働者の安全意識、危険認識の向上等のため、安全衛生教育を定期的の実施するとともに、当該教育内容の理解度の把握に努めましょう。



陸上貨物運送業
安全衛生教育教材（日本語）

14分ほどの動画です。

まんがでわかる 日本橋
陸上貨物運送事業の安全衛生



厚生労働省では、様々な安全衛生に関する視聴覚教材をYouTubeに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.youtube.com/@MHLWanzenvideo/videos>

